

## 健康・医療戦略（変更案）等について

**1. 変更の背景**

- 科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第63号。以下「科技基本法改正法」という。）を令和3年4月1日に施行したことに伴い、本部決定した事項等について、所要の改正を行う。

**2. 変更内容**

- 内閣府に健康・医療戦略推進事務局及び科学技術・イノベーション推進事務局を新設したことに伴う修正
- 健康・医療戦略推進事務局の新設に伴う担務変更により、内閣府に設置する日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室の名称を日本医療研究開発機構担当室と変更することに伴う修正
- その他所要の変更（科技基本法改正法の施行に伴う根拠規定の変更等）

**3. 変更案**

資料2～資料9のとおり

以上